

広島県告示第六百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和五年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
因島総合訪問看護ステーション カワモト薬局	一 尾道市因島土生町二五六〇番地の 大竹市西栄三丁目二番一八号	令和五年三月一日 令和五年三月一日